

日本公認心理師協会倫理綱領

(2020. 9. 18)

一般社団法人日本公認心理師協会は、公認心理師の職能団体として、会員が提供する専門的心理支援業務の質を保つとともに、対象となる人々の基本的人権を守り、自己決定権を尊重し、その心の健康と福祉の増進を目的として倫理綱領を策定する。会員は、上記の目的に沿うよう、専門的職業人としての自覚を持つとともに一人の社会人としての良識を保持するよう努め、その社会的及び道義的な責任を果たすため、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

- 1 会員は、人々の心の健康の保持増進のために、高い倫理観と使命感をもって活動し、公共の福祉に寄与することを通じて、よりよい社会づくりに貢献する。
- 2 会員は、人権を尊重し、国籍、人種、思想、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済状態などにかかわらず、すべての人をかけがえのない存在として尊重する。
- 3 会員は、要支援者等との間に信頼関係を築き、誠意と責任感をもって最善を尽くすとともに、心理支援行為を、自己の欲求や利益のために行うことがあってはならない。
- 4 会員は、専門的資質の向上に努め、知識と技術に関して、つねに最良の水準を保持するよう研鑽に努める。同時に、自らの専門家としての知識・技術の限界を十分に自覚し、その範囲内において支援活動をする。
- 5 会員は、正当な理由なく、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 6 会員は、要支援者等の自立性を最大限に尊重し、心理支援にあたっては適切な説明を行い、同意を得るように努める。
- 7 会員は、自らの活動について、業務の透明性を保ち、説明責任を果たすため、適切な記録作成・保管等に努める。
- 8 会員は、心理支援にあたって、原則として、要支援者等との間で専門的支援関係の範囲を超えた関係を結ばない。
- 9 会員は互いを尊重し、要支援者等の利益のために関係職種と適切な連携、協力を行う。
- 10 会員は、心理支援に関わる研究・実践を通じ、研究倫理の原則を遵守しながら、専門的知識・技能の創造と開発に努め、専門的心理支援領域の学問的発展に貢献する。
- 11 会員は、出版、講演、研修活動、各種通信媒体による情報発信などにおいて、専門家としての十分な配慮と節度を保つ。
- 12 会員は、専門職団体としての協会の活動に参加・協力し、後進の育成に尽くすとともに、職能と職域の発展のために相互に律し合い、高め合う。